

## 群馬県和算研究会 会則

- 第 1 条 本会を群馬県和算研究会と称する。
- 第 2 条 本会は和算およびその周辺の研究を通じて会員相互の交流・懇親を図る。
- 第 3 条 本会は第 2 条の目的により、総会、講演会、研究会、見学会、学習支援及び機関誌の発行等を実施する。
- 第 4 条 会員は会費を納入しなければならない。
- 2 事業に要する経費は会員の負担を原則とする。ただし寄付行為は受け付ける。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
- |          |       |
|----------|-------|
| 会長       | 1 名   |
| 副会長      | 若干名   |
| 事務局      | 若干名   |
| 名誉会長     | 1 名以内 |
| その他必要な役員 |       |
- 第 6 条 会長は本会の代表であり、会の運営を統括する。
- 第 7 条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はこれを代行する。
- 第 8 条 事務局は会の事務・会計等、会の運営を担当する。
- 第 9 条 役員任期は会の運営に支障をきたさないように適宜決定する。
- 第 10 条 会計年度は令和 5 年度（2023 年度）以降 4 月 1 日から 3 月 31 日とし、決算は会員に通知する。（注記 1）
- 第 11 条 会議は、会の運営に必要と認められるものを会長が招集する。
- 第 12 条 本会則は会長が必要と認めたときに、随時会員の合意に基づいて、これを改定することが出来る。

### 附則

- 1 この会則は 2021（令和 3）年 10 月 1 日より施行する。

### 注記

- 1 第 10 条の会計年度は令和 3 年度から令和 5 年度で、1 月始まりから 4 月始めに移行する。移行期間の各年度は次のようになる。

令和 3 年度：2021 年 1 月 1 日～2021 年 12 月 31 日

令和 4 年度：2022 年 1 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

令和 5 年度：2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日